

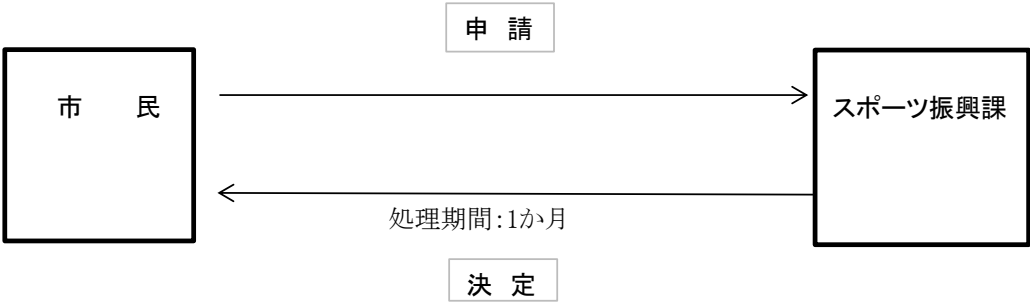
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 35

処 分 名	飲食物等販売施設の占用許可	
処 分 の 概 要	売店販売を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例施行規則(平成20年規則第31号)	
条 項	第12条	
所 管 課	スポーツイングシティ推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1か月
標 準 処 理 期 間		計 1か月
判 断 基 準	松山中央公園体育施設条例第4条第1項の各号に該当しない場合。 ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不適当と認める場合 【根拠法令等】 松山中央公園体育施設条例施行規則 (飲食物等販売施設の占用) 第12条 体育施設等に飲食物等販売施設の占用をしようとする者は、松山中央公園体育施設飲食物等販売施設占用許可申請書(様式第24号)を市長に提出し、松山中央公園体育施設飲食物等販売施設占用許可書(様式第25号)の交付を受けなければならない。 ●審査基準 松山中央公園体育施設条例 (使用許可の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長が使用を不適当と認めるとき。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。